

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 1 | 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県守谷市長

公表日

令和5年2月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>目的:住民に関する記録を正確に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。</p> <p>概要:</p> <p>1. 住民基本台帳の記録・管理</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。住所等の記載事項に変更があった者から窓口、郵送での書類の受入のほか、サービス検索・電子申請機能で届出を受け、内容を審査し、住民基本台帳に記録する。届出によるもののほか、住民票の記載等をすべき事実を確認し、住民基本台帳法に定める事由に該当する場合は、職権に基づき住民票の記載、削除又は修正を行う。</p> <p>②他市区町村から異動(転入)してきた者について、前住所地の市区町村へ転入があったことを通知する。また、他市区町村へ異動(転出)した者について、転出先市区町村から転入通知を受けて、除かれた住民票に転入日等を記録し、転出を確定する。</p> <p>③住所の異動があった場合は、住民基本台帳に記録後、その者の本籍地に住所異動があったことを通知する。また、本市に本籍地がある者について、住所地市区町村から異動通知があった場合は、戸籍の附票(※1)に記録する。</p> <p>④住民情報を住民基本台帳に記録した際は、住民基本台帳ネットワークシステム(※2)を通して茨城県に本人確認情報を通知する。</p> <p>⑤外国人住民について住所異動があった場合は、法務省連携端末により法務省へ通知する。</p> <p>⑥本人又は同一世帯の者から住民票の写しの交付請求があった場合は、本人確認の上、交付する。コンビニ等に設置されているキオスク端末から住民票の写しを交付する場合は、個人番号カードとパスワードにより本人確認を行い交付する。</p> <p>2. 個人番号の付番・通知</p> <p>⑦個人番号を付番するために、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて個人番号の生成依頼を行う。</p> <p>⑧住民基本台帳ネットワークシステムを通じて個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先の情報を登録する。</p> <p>⑨個人番号を付番したら本人へ通知する。また、申請があった場合は個人番号カードの交付を行う。</p> <p>⑩個人番号を利用した情報連携を国や地方公共団体を行うために、住民票に関する情報のうち番号法に定められた事項(世帯情報)について、中間サーバーへ送信する。</p> <p>※1 戸籍の附票:戸籍ごとに作成され、戸籍の表示、氏名、性別、生年月日、在外選挙人登録の有無、住所、住所を定めた年月日が記載される。</p> <p>※2 住民基本台帳ネットワークシステム:住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通で本人確認ができる仕組み</p> |
| ③システムの名称 | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム、コンビニ交付システム、情報提供ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |

| | |
|--|---|
| <p>法令上の根拠</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p> |
| <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> | |
| <p>①実施の有無</p> | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| <p>②法令上の根拠</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第20条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条の2, 第45条, 第47条, 第48条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3 【別表第二における情報照会の根拠】 なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> |
| <p>5. 評価実施機関における担当部署</p> | |
| <p>①部署</p> | <p>生活経済部総合窓口課</p> |
| <p>②所属長の役職名</p> | <p>総合窓口課長</p> |
| <p>6. 他の評価実施機関</p> | |
| <p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> | |
| <p>請求先</p> | <p>守谷市生活経済部総合窓口課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)</p> |
| <p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p> | |
| <p>連絡先</p> | <p>守谷市生活経済部総合窓口課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成27年8月7日 | I-1-③ システムの名称 | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム | | |
| 平成27年8月7日 | I-5-② 所属長 | 総合窓口課長 野口 英世 | 総合窓口課長 椎名 恵美子 | | |
| 令和1年6月28日 | I-5-② 所属長の役職名 | 総合窓口課長 椎名 恵美子 | 総合窓口課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成26年12月1日 時点 | 令和元年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II しきい値判断項目 1. 取扱者数 | 平成26年12月1日 時点 | 令和元年6月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | 記載なし | 新規記載 | 事後 | 様式変更に伴う記載 |
| 令和4年3月1日 | 特記事項 | なし | 住民基本台帳は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民サービスの基礎となる情報である。マイナンバーも氏名、住所などと同様に、住民基本台帳で管理される。これら様々なサービスの基礎となる住民基本台帳が正しい情報となるよう窓口での本人確認や届出内容の確認審査を徹底するとともに、情報管理を徹底している。また、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等の被害者の保護のために、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置として、システムの画面上に支援対象者であることを表示し、情報を厳重に管理している。 その他、市民の利便性を考慮し、住民の意思に沿って住民に関する記録を正確に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | ・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19)の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) | ・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19)の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) | | |
| 令和4年3月1日 | I 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠 | ・第16条(本人確認の措置) 第19条第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) | ・第16条(本人確認の措置) 第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111) | 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111) | 守谷市生活経済部総合窓口課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111) | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か | 令和元年6月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年3月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和元年6月1日 時点 | 令和3年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年2月6日 | I 関連情報 ②事務の概要 | 目的:住民に関する記録を正確に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。 概要: 1. 住民基本台帳の記録・管理 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。住所等の記載事項に変更があった者から届出を受け付、内容を審査し、住民基本台帳に記録する。届出によるもののほか、住民票の記載等すべき事実を確認し、住民基本台帳法に定める事由に該当する場合は、職権に基づき住民票の記載、削除又は修正を行う。 ②他市区町村から異動(転入)してきた者について、前住所地の市区町村へ転入があったことを通知する。また、他市区町村へ異動(転出)した者について、転出先市区町村から転入通知を受けて、除かれた住民票に転入日等を記録し、転出を確定する。 ③転居の異動があった場合、住民基本台帳 | 目的:住民に関する記録を正確に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。 概要: 1. 住民基本台帳の記録・管理 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。住所等の記載事項に変更があった者から窓口、郵送での書類の受入のほか、サービス検索・電子申請機能で届出を受け付、内容を審査し、住民基本台帳に記録する。届出によるもののほか、住民票の記載等すべき事実を確認し、住民基本台帳法に定める事由に該当する場合は、職権に基づき住民票の記載、削除又は修正を行う。 ②他市区町村から異動(転入)してきた者について、前住所地の市区町村へ転入があったことを通知する。また、他市区町村へ異動(転出)した者について、転出先市区町村から転入通知を受けて、除かれた住民票に転入日等を記録し、転出を確定する。 | 事前 | |
| 令和5年2月6日 | I 関連情報 ③システムの名称 | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム、コンビニ交付システム | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム、コンビニ交付システム、情報提供ネットワークシステム | 事前 | |
| 令和5年2月7日 | I 関連情報 ③システムの名称 | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム、コンビニ交付システム、情報提供ネットワークシステム | 住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、在留カード等発行システム、コンビニ交付システム、情報提供ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 事後 | |